

＜東京観光タクシードライバー認定研修概要＞

1. 研修日時：令和2年2月14日（金）、3月2日（月）、9日（月）

受付時間：9時00分～9時45分

研修時間：10時00分～16時00分（昼休憩1時間）

（開催日程及び時間については変更の可能性があります。詳細についてはお申し込み後ご案内いたします。）

※1 いずれか1日を受講していただきます（日程は申込み後、調整をさせていただきます。）

※2 研修はタクシー営業時での服装で受講ください

（制服がある会社は制服、無い会社は正装（ジャケット、ネクタイ）を着用ください。研修では服装に関する講義もありますので、必ずお守りください。）

研修中の服装の乱れ、受講態度が優れない方には退室をいただく事もありますのでご了承下さい。

※3 研修前に認定証用の写真撮影を行います。9時45分までに受付をお済ませ下さい。

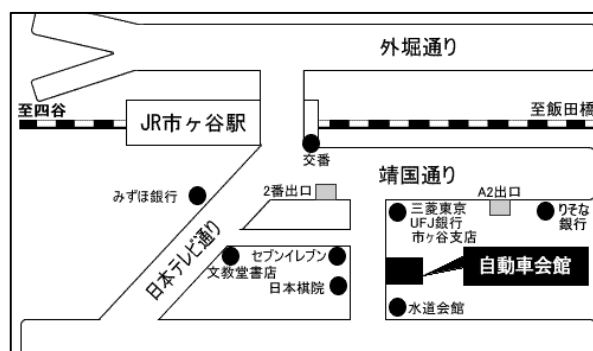
2. 募集定員：若干名（追加募集）

3. 締め切り：令和2年1月24日（金）

4. 研修会場：東京都千代田区九段南4-8-13

自動車会館2階『大会議室』

* 駐車場は用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。



5. 受講料 東タク協会員：6000円 非会員：10000円（テキスト代・写真代含む）

6. 申込の際の注意

※1 東京シティガイド検定の合格、ユニバーサルドライバー研修の修了をしていない方は、当研修を受講することが出来ません。

※2 今年度、東京シティガイド検定の受講の方については、申込用紙に受験番号をご記入ください。（可否発表が1月中旬の関係）

（東京シティガイド検定の合格証及びユニバーサルドライバー研修の修了証をご提示いただくこともありますので、ご持参ください。）

7. 日程の割り振りについて

申込が終わりましたら、こちらで各社の人数の割り振りを行います。後日お送りする人数の割り振りを元に、受講希望者の出席日の確定をお願いします。

（例）受講希望者5名の会社⇒2月14日：2名 3月2日：2名 3月9日：1名

このような形で割り振りをこちらで行い、出席者の日程を返信いただいて手続きが完了となります。

8. （公財）東京タクシーセンターでユニバーサルドライバー研修を受講の方

※ 別紙、＜（公財）東京タクシーセンターユニバーサルドライバー研修受講者 修了証について＞をご参照いただき、「受講者名簿 ユニバーサルドライバー研修終了番号」欄にご記入お願いいたします。

<東京観光タクシードライバー認定研修概要（受講管理者用）>

1. 研修日時：令和2年2月14日（金）、3月2日（月）、9日（月）

受付時間：9時00分 ～ 9時45分

研修時間：10時00分 ～ 16時00分（昼休憩1時間）

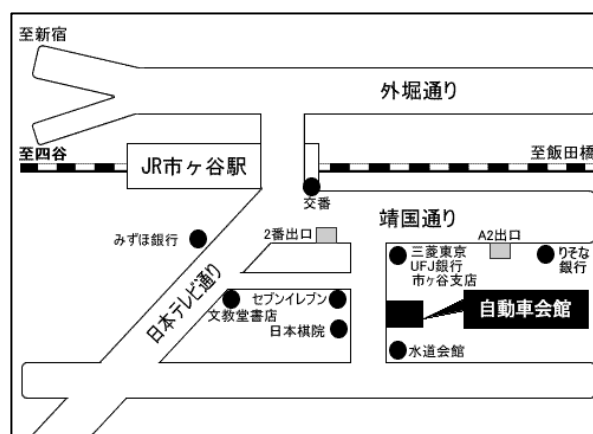
（開催日程及び時間については変更の可能性があります。詳細についてはお申し込み後ご案内いたします。）

※ いずれか1日を受講していただきます（日程は申込み後、調整をさせていただきます。）

2. 研修会場：東京都千代田区九段南4-8-13

自動車会館2階『大会議室』

* 駐車場は用意しておりませんので、
お車でのご来場はご遠慮下さい。



3. 受講料：無料

< (公財) 東京タクシーセンターユニバーサルドライバー研修受講者 修了証について >

(公財) 東京タクシーセンターにてユニバーサルドライバー研修を受講の方で修了証のカード発行されていない方は、研修修了時に下図のどちらかの修了証をお受け取りになられているかと思えます。

それぞれ、○印を付けた番号を「受講者名簿 ユニバーサルドライバー研修修了番号」欄に記入いただきますようお願い申し上げます。

こちらの番号をご記入いただきますようお願い申し上げます。

第 号

講習修了証

氏 名 殿

生年月日 年 月 日

タクシー業務適正化特別措置法
第7条第1項第3号に規定する講習を
修了したことを証する。
(バリアフリー対応 ユニバーサルドライバー研修含む)

平成 年 月 日

東京地域認定講習実施機関
公益財団法人 東京タクシーセンター

会 長 渡 邊 佳 英

※本修了証の有効期限は、上記日付より2年間とする。

No.

研修修了証

所 属 _____

氏 名 _____

昭和〇年 〇月 〇日生

当センターの自主ユニバーサルドライバー研修
(1日間)
の課程を修了したことを証する。

令和元年 〇月 〇日

公益財団法人 東京タクシーセンター

会 長 渡 邊 佳 英

“(2日間)”のパターン
もあります

東京観光タクシードライバー認定要綱

(目的)

第1条 東京における観光客のニーズに対応できる「観光知識」及び「おもてなしの心」を備えた一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会に加盟するタクシー事業者に雇用されているタクシー乗務員（以下「タクシー乗務員」という。）及び社団法人東京都個人タクシー協会に加盟する個人タクシー事業者（以下「個人タクシー事業者」という。）を「東京観光タクシードライバー」として認定し、東京の観光振興とタクシー事業の活性化を図るため、この要綱を定める。

(認定要件)

第2条 東京観光タクシードライバーは、次の要件を満たすものとする。

- (1) 公益財団法人東京観光財団及び東京商工会議所が主催する東京シティガイド検定を合格していること。
- (2) バリアフリー研修推進実行委員会が認証するユニバーサルドライバー研修又は一般社団法人全国ハイヤータクシー連合会、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会及び一般社団法人シルバーサービス振興会が主催するケア輸送サービス従事者研修を完了していること。

(認定研修)

第3条 第2条の要件を満たし、東京観光タクシードライバーの認定を受けようとするタクシー乗務員及び個人タクシー事業者は、一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会（以下「協会」という。）が主催する東京観光タクシードライバー認定研修（以下「認定研修」という。）を受講しなければならない。

(認定)

第4条 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会長（以下「協会長」という。）は、第3条の認定研修を受講したタクシー乗務員及び個人タクシー事業者を東京観光タクシードライバーに認定する。

(認定証の交付)

第5条 協会長は、第4条の認定を受けたタクシー乗務員及び個人タクシー事業者に対し、東京観光タクシードライバー認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

(注意事項の厳守)

第6条 東京観光タクシードライバーは認定証裏面に記載されている注意事項を厳守しなければならない。

(有効期間)

第7条 認定証の有効期間は、交付された日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までとする。但し、平成24年8月5日付交付の認定証の有効期間は、平成27年3月31日までとする。

(認定証の更新)

第8条 認定証の更新をしようとするものは、有効期間が終了することになる年において、原則として協会が主催する認定研修を受講し、認定証の更新を受けなければならない。

(認定証の返納)

第9条 認定証取得時に所属していた事業者を退職した場合には速やかに認定証を協会に返納しなければならない。また、会社間移動も退職時と同様に返納し、再度発行する場合は再受講する必要がある。

(認定の取消)

第10条 協会長は認定後、東京観光タクシードライバーとしての第2条の認定要件を欠き認定を受けていたと認められる場合又はその信用を著しく傷つけるような行為等により、東京観光タクシードライバーとして相応しくないと認められる場合においてタクシー活性化プロジェクトチームの意見を聴取し、認定を取消することができる。なお、取り消しを受けた東京観光タクシードライバーは速やかに認定証を返納しなければならない。

(情報の保護)

第11条 東京観光タクシードライバー認定に係る個人情報、タクシー活性化プロジェクトチームにおいて、管理を徹底する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、タクシー活性化プロジェクトチームにおいて協議したうえ、協会長が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年8月8日から施行する。